

介護保険以外の高齢者福祉サービス

令和7年度



あきる野市

健康福祉部 高齢者支援課 高齢者支援係

目次



《相談窓口の紹介》

あきる野市はつらつセンター（地域包括支援センター）	1
---------------------------	---

《高齢者へのサービスの紹介》

高齢者見守り事業	3
ICTを活用した高齢者見守り事業	4
救急医療情報キット配布事業	4
高齢者緊急通報システム事業	5
認知症高齢者等位置情報探索サービス事業	5
高齢者等見守りキーホルダー及びお守りアイロンシール登録事業	6
高齢者配食サービス事業	6
高齢者生きがい活動支援通所事業	7
高齢者おむつ等給付事業	7
高齢者自立支援日常生活用具給付事業	8
高齢者自立支援住宅改修給付事業	10
高齢者福祉電話事業	11
水道料助成事業	11
家族介護慰労金支給事業	12
高齢者等民間賃貸住宅入居支援事業	12
老人ホーム入所措置事業	13
東京都シルバーパス交付の支援事業	14



あきる野市はつらつセンター 〔地域包括支援センター〕

いつまでも元気で生活できるよう、相談内容に応じて、医療機関との連携や介護保険のサービス、日常生活支援などを行う総合相談窓口です。

介護サービス

- 介護保険や福祉サービスについて知りたい。



高齢者の相談

- 近所の方が心配。
- 買い物や日常生活に不安がある。
- 介護のやり方がわからない。



認知症

- 認知症の方への接し方や相談できる医療機関を知りたい。



地域の健康活動

- 近所で運動できる教室を知りたい。



住み慣れた地域で暮らすためにお気軽にご相談ください。

【開所日時】 9時00分～17時30分（月曜日～土曜日）

【休所日】 日曜日、祝日、年末年始

【連絡先】 下記の担当地域を確認の上、ご連絡ください。

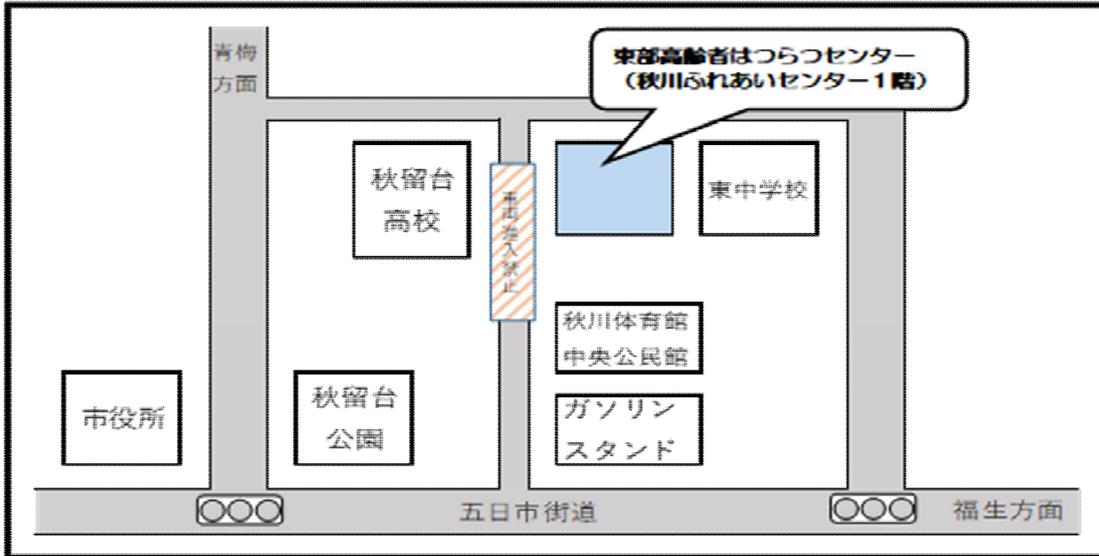
（ご来所の際も、事前にお電話ください。）

センター名	担当地域			住所	電話番号
東部高齢者 はつらつ センター	雨間 野辺 小川 小川東	二宮 二宮東 平沢	平沢東 平沢西 切欠 秋留	平沢175-4 秋川ふれあいセンター内 1階	042-533-2311
中部高齢者 はつらつ センター	草花 菅生 瀬戸岡 原小宮	引田 測上 上代継 下代継	牛沼 油平 秋川	秋川5-1-8 あきる台在宅医療福祉 センター内 2階	042-550-6101
五日市 はつらつ センター	山田 上ノ台 網代 伊奈 横沢 三内	五日市 小中野 小和田 留原 高尾 館谷	入野 深沢 戸倉 乙津 養沢 小峰台 館谷台	五日市411 五日市出張所内 1階	042-588-4400

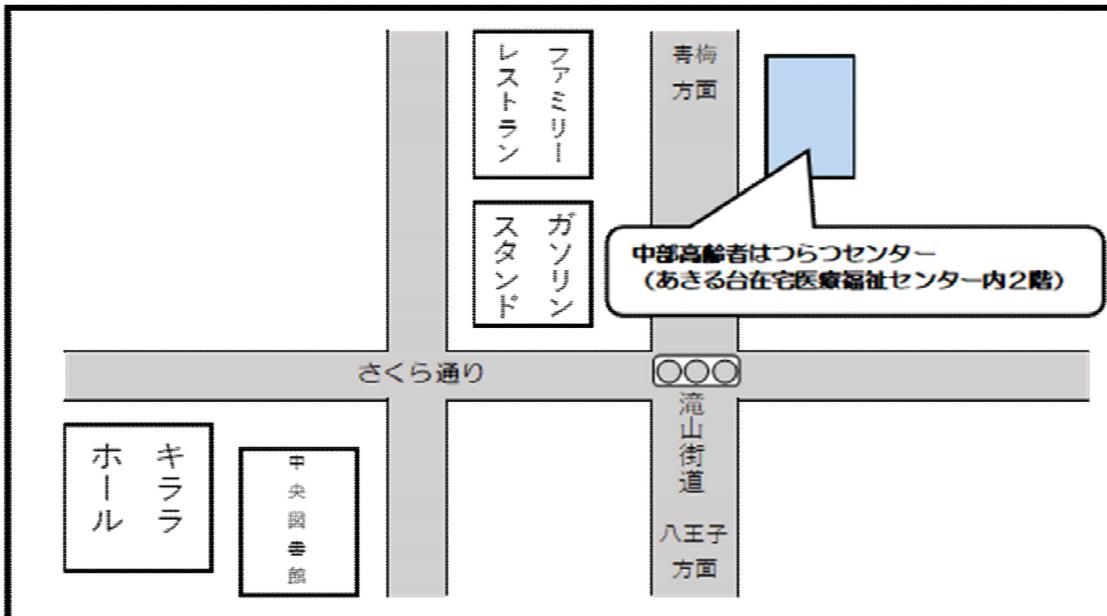
※緊急時は、24時間対応可能です。

ご来所の際は、事前にお電話ください。（内容に応じた相談員がご対応します。）

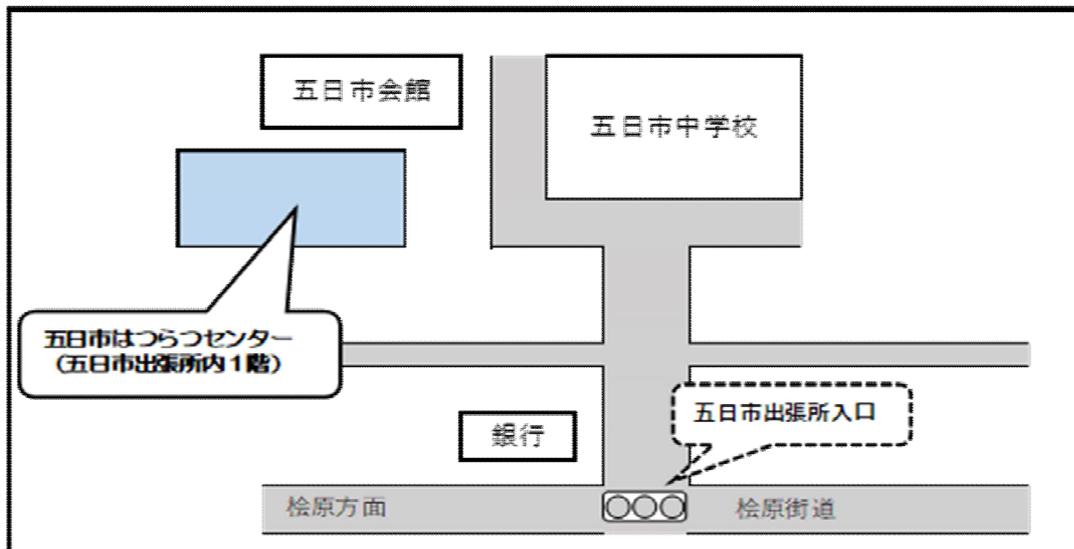
◎東部高齢者はつらつセンター



◎中部高齢者はつらつセンター



◎五日市はつらつセンター



高齢者見守り事業

【目的】 高齢者の方がいつまでも住み慣れた地域で安心して生活ができるよう、地域見守りや新聞配達見守りなどを実施します。

【内容】

種 類	内 容	対象者
地域見守り事業	防災・安心地域委員会が指定した見守り協力員（ボランティア）が、見守りを希望する高齢者宅を月2回程度訪問し、安否の確認をする。	市内に住所を有する65歳以上の1人暮らしの方又はこれに準ずる世帯であって、次に該当する方を除く。介護保険サービスを定期的に利用している方、高齢者配食サービス事業利用者、高齢者生きがい活動支援通所事業利用者及びその他身体状況等の確認により当該事業の利用が適当と認められない方
新聞配達見守り事業	新聞配達業者が新聞配達時に異変がないか確認する。	市内に住所を有する65歳以上の1人暮らしの方又は65歳以上のみの世帯
郵便配達見守り事業	郵便配達業者が郵便配達時に異変がないか確認する。	
一般廃棄物収集見守り事業	一般廃棄物収集業者が収集時に異変がないか確認する。	

※市では、地域の事業者等との協定により、業務の範囲内において何らかの異変に気づいた場合には、市やはつらつセンターに連絡をしていただく緩やかな見守りを実施しています。

※「地域見守り事業」は、地域のボランティアの協力で実施しています。

ボランティアの範囲での見守りとなりますので、生活上のお手伝いなど（買い物を頼む、電話での相談等）はできません。申し込みを希望される方及びご家族等は、その点をご理解した上でお申し込みください。

ICTを活用した高齢者見守り事業

【目的】 一人暮らし等の高齢者が安心して生活を送ることができるよう、SIM内蔵型電球ハローライトを設置し、高齢者の見守りを実施します。

【対象者】 市内に住所を有するおおむね65歳以上のひとり暮らし又はこれに準ずる世帯の方。
ただし、日常生活において安否の確認が図られていると市長が認める方を除く。

【内容】 16時間電球の点灯・消灯が確認出来なかった場合に、SIM内蔵型電球が民間受信センターに通報し、あらかじめ組織された地域協力体制によって速やかに高齢者の援助を行います。

【費用負担】 全額市の負担
※機器の設置に伴い、サイズ変換用ソケットが必要な場合は別途費用がかかります。

救急医療情報キット配布事業

【目的】 高齢者及び障がい者に対し、救急医療情報キットを配布することで、救急時の適切な医療活動に寄与し、高齢者及び障がい者が安心して在宅生活が送れること。

【対象者】 65歳以上の方、障がいをお持ちの方や健康上不安を抱えている方で、緊急時や災害時に支援を必要とする方

【内容】 救急医療情報キットは、かかりつけ医や緊急連絡先、保険証の写し、薬剤情報提供書の写しなどを入れて、救急隊員等が発見しやすいように冷蔵庫に保管することで、救急の時に活用されます。

高齢者緊急通報システム事業

【対象者】 市内に住所を有するおおむね65歳以上のひとり暮らし及び世帯全員が65歳以上の世帯の高齢者であって、身体上、慢性疾患があるなど日常生活を営む上で、常時注意を要する状態にある方。

【内 容】 家庭内で緊急事態に陥ったとき、無線発報器（ペンダント）等を用いて民間受信センターに通報し、高齢者の救助等を行います。
※利用には、原則N T Tの電話回線が必要です。

●民間受信センターの活動

協力員の確保が困難なときは、民間受信センターにその活動を委託することができます。民間受信センターは、緊急通報を24時間体制で受信し、必要に応じ消防庁に緊急車両の出動要請を行います。

【費用負担】 全額市の負担

【そ の 他】 自動通話録音機との併用については、運用上、注意点がございましたのでご相談ください。

認知症高齢者等位置情報探索サービス事業

【目 的】 GPS機能のついた機器を貸与し、認知症高齢者等の行方がわからなくなってしまったときに、位置情報を提供するサービスです。

【対象者】 市内に住所を有する徘徊行動又は徘徊行動のおそれのあるおおむね65歳以上で認知症の高齢者または若年性認知症の方。
ただし、施設等に入所している方、ペースメーカー等を装着している方を除く。

【費用負担】 月額使用料の1割相当額（220円）を負担していただきます。
（免除になる場合があります。）

高齢者等見守りキーホルダー及びお守りアイロンシール登録事業

- 【目的】 高齢者等が外出時の事故等により保護された場合に、速やかに身元や連絡先を確認することができる見守りキーホルダーとお守りアイロンシールを交付します。
- ・キーホルダー：地域包括支援センターの連絡先及び個人を識別できる番号を記載したもの。
 - ・アイロンシール：本人氏名及び家族等の緊急連絡先、個人を識別できる番号を記載したもの。

- 【対象者】 市内に住所を有するおおむね65歳以上の一人暮らしの方。認知症状がある方。
ただし、施設等に入所している方は除く。

高齢者配食サービス事業

- 【目的】 在宅において食事の調理が困難な高齢者に対し、定期的に訪問して、栄養のバランスのとれた食事の提供と安否確認を行います。

- 【対象者】 市内に住所を有する65歳以上のひとり暮らし、世帯全員が65歳以上の世帯、また、これに準ずる世帯の高齢者で次の各号のいずれかに該当する方

- (1) 心身の状況その他の理由により食事の調理が困難なため定期的な食事の確保に支障があると認められる方
- (2) その他市長が特に必要と認める方

- 【費用負担】 1食 500円 (生活保護世帯250円)



高齢者生きがい活動支援通所事業

【目的】 家に閉じこもりがちな高齢者及び要介護状態になるおそれのある高齢者に対し、社会的孤立感の解消、自立生活の助長及び要介護状態への進行を予防します。

【対象者】 市内に住所を有する在宅の65歳以上の高齢者で、介護保険法における審査判定で非該当と判定された方。また、非該当の判定者以外で市長が特に必要と認める方。

【実施施設】

- あきる野市高齢者在宅サービスセンター 萩野センター
雨間533番地1 Tel550-2722 Fax550-2724
- あきる野市高齢者在宅サービスセンター 開戸センター
淵上332番地1 Tel550-2755 Fax550-2763
- あきる野市高齢者在宅サービスセンター 五日市センター
館谷台17番地 Tel533-0330 Fax533-0331

【サービスの内容】

- | | |
|--------------|---------------------|
| (1) 生きがい趣味活動 | (2) 食事サービス |
| (3) 送迎サービス | (4) その他必要と認められるサービス |

【費用負担】 1日850円

【利用日数】 原則週2日以内

高齢者おむつ等給付事業

【目的】 おむつを使用されている方に、おむつまたは尿取りパッド(おむつ等)を給付することで、その世帯の経済的負担を軽減し福祉の増進を図ります。

【対象者】 市内に住所を有する65歳以上の住民税が非課税の高齢者で、要介護3から要介護5までの方であって、認定調査の結果等からおむつの必要性があると認められる方。(生活保護受給者を除く)

ただし、介護保険法上の施設(特別養護老人ホーム・老人保健施設・療養型医療施設)のサービス利用者は除く。

【給付方法】 月額5,000円を限度として現物給付します。

【給付期間】 おむつ等は認定の申請をした日の属する月から、受給資格が消滅した日の属する月まで給付します。

高齢者自立支援日常生活用具給付事業

【目的】 高齢者に対し、日常生活用具を給付することにより、自立した生活の確保や日常生活の便宜を図り、安心して在宅生活が送れるようにすること。

【対象者】 市内に住所を有する在宅の65歳以上の高齢者で、下表の「対象者」欄に定める用具の給付が必要と認められる方。

●種類1 (介護保険の審査判定で「要支援」「要介護」以外の方で生活機能の低下が認められる方が対象)
 ※ただし、介護認定をお持ちの方は、介護保険係へお問い合わせください。

種 目	対象者	給付限度額	性能等
1 腰掛便座 (便器)	歩行が不安定なこと等により、1人での排泄に支障があり注意を必要とする方	51,500円	高齢者の排便のために便利なものであること。ただし、便座によりがたい場合は、ポータブルトイレを給付することができる。
2 入浴補助用具 (入浴用椅子、浴槽内椅子等)	入浴に介助を必要とする方	90,000円	入浴に際し、座位の維持、浴槽への入水等の補助が可能な用具とする。
3 スロープ	下肢が不自由な方	50,500円	工事を伴わずに、しっかり固定することができ、安全な利用のために十分な強度を有するものであること。
4 歩行支援用具	下肢が不自由な方	53,600円	取り付けに際し工事を伴わないもので、おおむね次のような性能を有する手すりであること。 ア 高齢者の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するものであること。 イ 転倒予防、立ち上がり動作の補助等の目的に適合するものであること。
5 シルバーカー	下肢が不自由な方	20,000円	高齢者の身体機能の状態を十分踏まえたものであって必要な強度と安全性を有するものであること。

●種類2 (介護保険法の審査判定を受けた方が対象)

種 目	対象者	給付限度額	性能等
1 電磁調理器	心身機能の低下に伴い防火等の配慮が必要なひとり暮らしの方や在宅高齢者のみの世帯に属する方、またはこれらに準ずる世帯に属する方	41,000円	炎を生ぜず電磁作用によって鍋そのものを発熱させる調理器で安全かつ取り扱いが簡便なものであること。
2 火災警報器		15,500円	火災報知設備及び簡易型火災警報器は、室内の火災を煙または熱により感知し、音または光を発し、屋外にも警報ブザーで知らせ得るものであること。 なお、特殊法人日本消防検定協会において検定ラベル又は鑑定ラベルの貼付がなされていること。
3 自動消火装置		28,700円	室内温度の異常上昇または炎の接触で自動的に消化液等を噴射し、初期火災を消化し得るものであること。 なお、財団法人日本消防設備認定安全センターに設置する消防設備等認定委員会において、認定ラベルの貼付がなされていること。

●高齢者日常生活用具給付事業対象者負担基準

区分	対象者負担額
生活保護世帯	免除
上記以外の世帯	<p>種類1・2の給付限度額(用具の額が当該給付限度額を下回る場合は、その額)に介護サービスを利用する際の利用者負担割合(1～3割)を乗じて得た額(ただし、10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)</p> <p>※50,000円の電磁調理器を購入する場合、本人負担額は、50,000円から給付限度額41,000円を差し引いた9,000円と利用者負担額(1割の場合)である4,100円を合計した13,100円となります。</p> <p>(本人負担額の算出方法)</p> <p>購入費 50,000円 - 給付限度額 41,000円 = 9,000円 … (1)</p> <p>給付限度額 41,000円 × 1割 = 4,100円 … (2)</p> <p>(1) + (2) = 9,000円 + 4,100円 = 13,100円</p>

高齢者自立支援住宅改修給付事業

【目的】 高齢者の在宅生活における日常動作の容易性、行動範囲の拡大の確保、転倒予防及び介護の軽減等を図ります。

【対象者】 市内に住所を有する在宅の65歳以上の高齢者で、日常生活活動に支障があり、住宅改修が必要と認められる方。

●種類1 (介護保険の審査判定で「要支援」「要介護」以外の方で生活機能の低下が認められる方が対象)

※ただし、介護認定をお持ちの方は、介護保険係へお問い合わせください。

住宅改修予防給付	給付限度額
1 手すりの取り付け	合計 200,000円
2 床段差の解消	
3 滑りの防止、移動の円滑化等のための床材の変更	
4 引き戸等への扉の取替え	
5 洋式便器等への便器の取替え	
6 その他これらの工事に附帯して必要な工事	

●種類2 (介護保険法の審査判定を受けた方が対象)

住宅設備改修給付	給付限度額
1 浴槽の取替え及びこれに附帯して必要な給湯設備等の工事	379,000円
2 流し及び洗面台の取替え並びにこれに附帯して必要な給湯設備等の工事	156,000円
3 便器の洋式化及びこれに附帯して必要な工事	106,000円

●高齢者自立支援住宅改修給付事業対象者負担基準

区分	対象者負担額
生活保護世帯	免除
上記以外の世帯	<p>種類1・2の給付限度額（住宅改修に要する額が当該給付限度額を下回る場合は、その額）に介護サービスを利用する際の利用者負担割合（1～3割）を乗じて得た額（ただし、10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。）</p> <p>※500,000円の浴槽の改修工事を行う場合、本人負担額は、工事費500,000円から給付限度額379,000円を差し引いた121,000円と利用者負担額（1割の場合）である37,900円を合計した158,900円となります。</p> <p>（本人負担額の算出方法）</p> <p>工事費 500,000円 - 給付限度額 379,000円 = 121,000円 … (1)</p> <p>給付限度額 379,000円 × 1割 = 37,900円 … (2)</p> <p>(1) + (2) = 121,000円 + 37,900円 = 158,900円</p>

高齢者福祉電話事業

【対象世帯】 市内に住所を有し、次の各要件に該当する世帯で、定期的に安否の確認を行う必要があると認める世帯

- (1) 65歳以上のひとり暮らし世帯または世帯全員が65歳以上である高齢者世帯
- (2) 近隣に親族が居住していないこと。(配偶者及び2親等以内の血族が、対象世帯の居宅より徒歩で5分程度の距離に居住していないこと。)
- (3) 生計中心者の所得税が年額42,000円以下の世帯

※ NTTの回線を利用している方に限ります。

【内 容】 市の電話を貸与し維持費を助成、または自己所有電話の維持費を助成することにより、高齢者の孤独感の解消及び福祉増進を図ります。

【費用負担】

- (1) 電話貸与 電話の設置及び撤去工事費用は市が全額負担します。
- (2) 維持費助成 基本料等の定額料金を市が負担します。

水道料助成事業

【目 的】 水道料の基本料金を助成し、経済的負担の軽減と生活の安定及び福祉の向上を図ります。

【対象世帯】 市内に住所を有する65歳以上のひとり暮らし世帯または世帯全員が65歳以上である高齢者世帯で、当該年度の住民税が非課税の世帯(生活保護受給世帯を除く)

【助成金の額】 水道料基本料金相当額及び消費税相当分
ただし、給水管の呼び径が20ミリメートルを超える世帯については、20ミリメートルの水道料基本料金相当額とします。

【助成時期】 10月、3月

家族介護慰労金支給事業

【目的】 重度要介護高齢者を介護する同居の家族に対して慰労金を支給することにより、身体的、精神的及び経済的な負担の軽減並びに重度要介護高齢者の在宅生活の継続と向上を図ります。

【対象者】 次の各号のいずれにも該当する介護者とし、家族が隣地に居住し、事実上同居に近い形で一人暮らしの重度要介護高齢者の介護に当たっているときも同様とします。

(1) 介護認定を受けた日から1年間、介護保険サービス（年間1週間程度のショートステイの利用を除く）を受けず、かつ、長期入院（おおむね3月以上の入院）をせず在宅で過ごしていた重度要介護（要介護4又は要介護5）高齢者と同居し、無報酬で日常生活を介護していること。

ただし、重度要介護高齢者が長期入院した場合にあっては、その前後を合算して1年以上介護保険サービスを受けなかったときを含みます。

(2) 世帯の構成員のすべてが、慰労金を支給する日の属する年度の前年度において住民税が非課税であること。

【支給金額】 100,000円

高齢者等民間賃貸住宅入居支援事業

【目的】 連帯保証人が確保できないため民間賃貸住宅への入居に困窮している高齢者の世帯に対して入居支援を行い居住の安定を図ります。

【対象世帯】 市内に引き続き1年以上住所を有する65歳以上の者で構成される世帯であって、賃貸借契約を締結するに当たり、連帯保証人の確保に困窮していること、市内の民間賃貸住宅への転居であること等

【助成内容】 初回保証委託料を支払った世帯主に対し、当該初回保証委託料の2分の1に相当する額（1円未満切捨てた額とし、その額が2万円を超える場合は2万円）を助成します。

【その他】 対象世帯の代表者は、賃貸人と賃貸借契約を締結する際、市が協定を締結した民間の保証機関と債務保証委託契約を締結していただきます。

老人ホーム入所措置事業

【対象者】

(1) 養護老人ホーム

原則として65歳以上の方で、入院加療を要する病態でない方のうち、次の①、②の要件のそれぞれに該当する方

① 経済的状況（アからウのいずれかに該当）

ア 高齢者のいる世帯が生活保護を受けているとき

イ 世帯の生計中心者が住民税の所得割を課税されていないとき

ウ 災害などのためその世帯の収入が急激に減少し、生活に困窮している状態にあるとき

② 環境などの状況

家庭内暴力や虐待等により、現在置かれている環境下では在宅において生活することが困難であると認められるとき

※入所の必要性については、窓口等で相談を受付した後、入所判定委員会での意見等をもとに総合的に判断し、決定されます。

【処遇内容】

養護老人ホーム 食事等の提供、その他日常生活上必要なサービスなど

【費用負担】 養護老人ホーム費用徴収基準により決定されます。

東京都シルバーパス交付の支援事業

【対象者】 東京都の区域内に住所を有する70歳以上の方で、シルバーパスの利用が可能な方

【費用負担額】 1. 000円で発行を受けられる方

- ① 住民税が非課税の方
- ② 住民税は課税であるが、前年の合計所得が135万円以下の方

2. 510円で発行を受けられる方

- ・住民税課税の方

【必要書類】

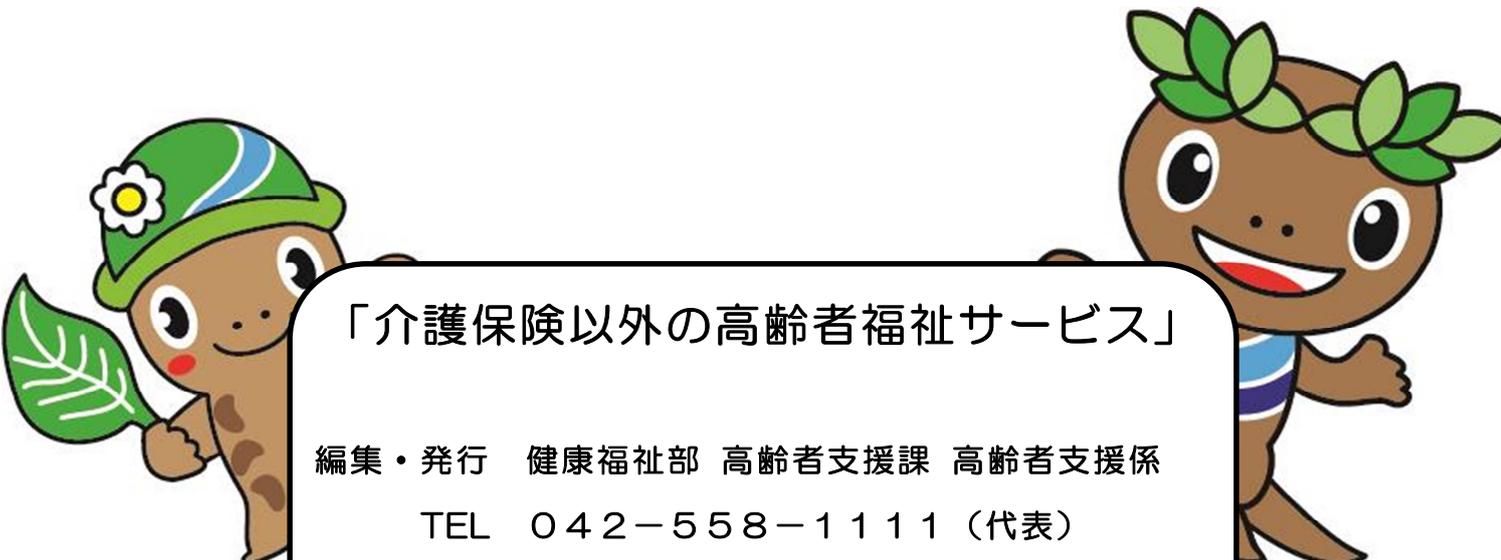
- ① 本人確認書類(保険証又は運転免許証など)
- ② 費用負担額1,000円の方は次のいずれかの書類
 - ・介護保険料納入(決定)通知書(7月上旬発送)
 - 「所得段階区分1～7」
 - ・住民税課税証明書又は非課税証明書

【問合せ及び交付場所】

西東京バス五日市営業所

〒190-0166 あきる野市館谷台24 TEL042-596-1611





「介護保険以外の高齢者福祉サービス」

編集・発行 健康福祉部 高齢者支援課 高齢者支援係

TEL 042-558-1111 (代表)

[内線 2631・2632・2637]

発行日 令和7年4月1日